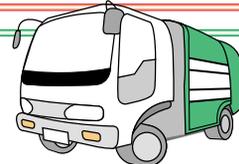


# 新市の各種住民サービスや制度、住民負担はこのようになります

相模原・津久井地域合併協議会では、1市3町の約1,300項目の各種事務事業の一つひとつについて、合併した場合、どのようにするのが調整・協議され、第6回の合併協議会までに全ての項目について調整が終了しました。

今号も前号・前々号に引き続き、調整の終了した事業や制度の中から住民生活に関連の深い事業の一部の調整内容をお知らせいたします。今後もこの協議会だより等を通じて住民の皆様へ合併した場合の各種サービスや制度、住民負担などがどのようになるのかについてお知らせしてまいります。



## 自治会活動・ごみ収集

### 自治会活動等

自治会への助成制度については、1市3町で異なりますので、合併後3年を目途に見直し、統合されます。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
広報紙の配布	新聞折込 (1日・15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込			新聞折込 (1日・15日号)
自治会運営助成	・均等割額 9,000円 ・世帯割額 200円	・均等割額 35,000円 ・世帯割額 244円 ・自治会館等運営費 50,000円	無	無	合併後3年を目途に見直し、統合します。
集会所建設等助成	・土地購入額の1/2 ・建物の購入、建設、増改築経費の1/2 ・融資制度有り	・建物の新築経費の1/3以内 ・建物の増改築、修繕経費の1/2以内 (ただし、身体障害者用のスロープ、トイレ、手すり等は2/3以内) ・付帯設備整備経費の1/2以内	・土地購入額の1/2以内 ・建物の購入、新築、増改築経費の1/3 ・融資制度有り	無	合併後3年を目途に見直し、統合します。
防犯灯助成	(設置) 設置費の90% (電気料) 電気料の90% (維持管理) 700円/灯	(設置) 町 (電気料) 町 (維持管理) 800円/灯	(設置) 町 (電気料) 町 (維持管理) 800円/灯	(設置) 町 (電気料) 町 (維持管理) 町	合併後3年を目途に見直し、統合します。

運営助成は、単位自治会に対して交付されるものに限り、集会所建設等助成制度には、対象面積や助成額に制限があります。

### 生活系ごみの収集等

城山町、津久井町及び相模湖町の3町は、藤野町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理を行っています。

ごみやし尿の処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスでありますことから、合併時には、津久井郡広域行政組合が実施している城山町、津久井町及び相模湖町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものとし、合併後速やかに、より効率的な収集・処理体制の構築を検討していきます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
		津久井郡広域行政組合			
可燃ごみ	呼称	一般ごみ	可燃ごみ		現行どおり (合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合します。)
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等		
	収集頻度	3回/週	2回/週		
不燃ごみ	呼称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ		現行どおり (合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)
	収集品目		金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)		
	収集頻度		1回/週		
資源	呼称	資源	資源ごみ		現行どおり (合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光灯・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類		
	収集頻度	1回/週	1回/月 (指定日2区分)		
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ	ペットボトルは、不燃ごみにて収集(白色トレイは未実施)		
収集頻度	拠点回収				

## 福祉サービス・事業



### 敬老事業

敬老会は現行のままとし、敬老祝金事業は相模原市の制度に統合しますが、それぞれの事業のあり方を検討します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市	
敬老会	有	有	無	有	現行どおり	
敬老祝金	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	【祝い金】 77歳 15,000円 88歳 20,000円 99歳 25,000円 100歳以上 30,000円	【祝い品】 80歳 7,000円相当 88歳 10,000円相当 90歳 13,000円相当 99歳 15,000円相当 100歳 25,000円相当	【祝い金】 88歳 5,000円 99歳 15,000円 100歳 20,000円 101歳以上 20,000円	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	

### 生きがい対策

高齢者大学は実施内容に相違があるため、新市において3年間で段階的に相模原市の制度に統合します。生きがい農園は、現行のままとします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
高齢者大学	4学部29学科(定員912人)各学科年間24回前後開催	無	無	3学部(定員180人)各学科年間12~19回開催	3年間で段階的に相模原市の制度に統合します。
生きがい農園	21農園(958区画)1区画面積10m <sup>2</sup>	無	2,000m <sup>2</sup> (老人クラブ連合会へ委託)	無	現行どおり

市民農園については5面に掲載されています。

### 福祉タクシー・自動車燃料費助成

在宅重度障害者等の生活の利便を図るため、日常の移動手段に応じ、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを対象者に支給します。

なお、現在の城山町の制度では、福祉タクシー利用券、自動車燃料給油券に加え、バス共通カード(年額24,000円・36,000円)の支給を選択することもできますが、新市におけるバス共通カードの取扱い等については、福祉有償運送に関わる移動の確保等の条件整理を進め、相模原市の制度にあわせることとなります。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
タクシー券(年額)	36,000円	43,200円			
自動車燃料券(年額)	・自己運転 24,000円 ・家族運転 12,000円	43,200円			
対象者	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・知能指数35以下と判定された方 ・特定疾患に罹患している方 ・小児特定疾患に罹患している方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方	・身体障害者手帳1・2・3級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・特定疾患に罹患している方 ・リウマチ患者で身体障害者手帳(6級以上)を所持している方 ・精神保健福祉法第32条の医療の適用を受けている方	無	無	相模原市の制度に統合します。

### 寝具消毒乾燥事業

相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
対象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者等	無	相模原市の制度に統合します。
実施回数	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回	無	消毒乾燥年1回、丸洗い消毒乾燥年1回	無	

# 新市の各種住民サービスや制度、住民負担はこのようになります

## 子育て支援・学校教育

### 保育料（保育園）

相模原市の保育料体系に統合します。

〔月額〕

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市	
最高額	3歳未満児	61,500円	64,000円	60,000円	60,000円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円	
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	
最低額	3歳未満児	3,200円	11,700円	6,750円	5,400円	
	3歳児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円	
	4歳以上児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円	

### 保育料の例（参考）

保育料は世帯の前年分所得税額、前年分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得階層区分のうち、比較的对象者の多い階層の保育料の例です。

前年分所得税額	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市	
20,000円	3歳未満児	17,600円	21,000円	22,500円	19,500円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円	
	4歳以上児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円	
160,000円	3歳未満児	39,800円	48,800円	45,700円	45,700円	
	3歳児	30,700円	35,600円	30,800円	33,500円	
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	
408,000円	3歳未満児	52,900円	64,000円	60,000円	60,000円	
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円	
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	

### 幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園の在園児に対する市町単独補助分については、相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
年額/人	12,000円 (3～5歳児)	48,000円 (4、5歳児)	無	無	12,000円 (3～5歳児)

公立幼稚園の在園児に対する国庫補助分については、保育料の減免制度で対応します。

### 通学区域

小・中学校の通学区域は現行どおりとします。

### 学校給食

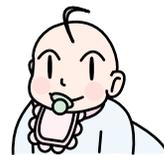
小・中学校の給食については、現行どおりとします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
小学校	完全給食	完全給食	完全給食	完全給食	現行どおり
中学校	ミルク給食	完全給食	完全給食	ミルク給食	現行どおり

合併後3年間で相模原市と相模湖町の中学校給食のあり方を検討します。

### 小児急病診療事業

小児急病診療事業は、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業で、現在、相模原市と津久井郡広域行政組合で協定を締結して実施していますので、合併後は、相模原市の制度を適用します。



区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
		津久井郡広域行政組合			
内容	初期救急（軽症患者） 【診療場所及び診療時間】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前6時 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時	相模原市と協定を締結して実施している。 （ただし、左欄のうち相模原南メディカルセンター急病診療所を除く）	相模原市と協定を締結して実施している。 （ただし、左欄のうち相模原南メディカルセンター急病診療所を除く）	相模原市と協定を締結して実施している。 （ただし、左欄のうち相模原南メディカルセンター急病診療所を除く）	相模原市の制度を適用します。
	二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（6病院のうち毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時				

津久井郡急病診療所で実施している休日の小児診療は、合併後もこれまでどおり実施します。

### 乳幼児各種予防接種

予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種（集団接種及び個別接種）については、1市3町での違いはありません。新市においても現行どおり実施します。



集団接種：ポリオ、BCG

個別接種：三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎

### 公立幼稚園

公立幼稚園の入園料、保育料、送迎バス及び給食は次のとおり統一します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
入園料	/	2,500円	/	3,000円	2,500円
保育料月額		10,000円		7,500円	10,000円
送迎バス		有		無	有
給食		完全給食		ミルク給食	完全給食

相模原市と津久井町には公立幼稚園はありません。



### 児童クラブ育成料

児童クラブの育成料については、1市3町で異なるため、段階的に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
育成料月額	4,700円	4,300円	8,000円	8,500～11,500円	相模原市の制度に段階的に統合します。
おやつ代	2,000円	1,500円			

津久井町、相模湖町はおやつ代が含まれています。

## 市民農園、中小企業・勤労者対策

### 市民農園

相模原市の制度に統合します。

市民農園は、緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、市（町）が農家から農地を借り入れ、「農」へのふれあいを求める住民に貸し付けるもので、相模原市や城山町の公設のもののほか、1市3町には、農協や農家が事業主体となって行っているものもあります。

### 雇用対策・勤労福祉

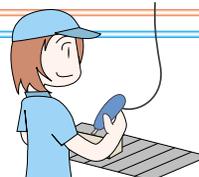
相模原市の制度に統合します。

相模原市で実施している求職者向けの相談業務「求職者のためのキャリアカウンセリング」や勤労者向けの融資制度「勤労者の住宅資金利子補給制度」などの雇用対策事業に関しては、津久井郡3町にお住まいの方も相模原市民と同じように利用できるようになります。

### 中小企業融資制度

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
中小企業経営安定対策	有	有	有	有	相模原市の制度に統合します。
中小企業景気対策	有	無	無	無	

市が一定の資金を金融機関に預け、それぞれの金融機関の独自の資金を併せて、市内の中小企業者の方々に運転資金や設備資金等として融資するものです。比較的有利な融資が受けられますが、一般の融資と同様に返済能力があることが条件となります。



相模原・津久井地域合併協議会で協議・報告の終了した事務事業の調整結果が掲載されている冊子（「事務事業一元化調書」など）は、相模原・津久井地域合併協議会ホームページに掲載されているほか、協議会事務局・各市町合併担当窓口等（1面に記載した「まちづくり将来ビジョン（素案）」の配布場所）でもご覧になれます。